

平成30年3月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官  
本 訴 平成27年(ワ)第15664号売買代金返還請求事件  
反 訴 平成28年(ワ)第5100号報酬金等請求反訴事件  
口頭弁論終結日 平成30年1月25日

5 判 決

東京都大田区西蒲田七丁目35番1宝栄ビル

本訴原告兼反訴被告 株式会社 J P パワー  
(以下「原告」という。)

同代表者代表取締役 吉 田 雅 年

10 同訴訟代理人弁護士 小 畑 英 一

同 森 直 樹

同 上 野 尚 文

千葉県いすみ市日在1848

本訴被告兼反訴原告 ABCソーラー・ジャパン株式会社  
(以下「被告」という。)

同代表者代表取締役 ブラッドリー・バーツ

同訴訟代理人弁護士 赤 羽 根 大 輝

主 文

- 1 被告は、原告に対し、6028万7271円及びこれに対する平成27年7  
20 月11日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の本訴請求のうち前項の請求に係る予備的請求を除く請求を棄  
却する。
- 3 原告は、被告に対し、1424万7836円及びこれに対する平成27年1  
月14日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 25 4 被告のその余の反訴請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、本訴反訴を通じてこれを100分し、その13を原告の負担と

し、その余を被告の負担とする。

6 この判決は、第1項及び第3項に限り、仮に執行することができる。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求

5 1 本訴（下記請求のうち、6028万7271円及びこれに対する附帯請求の部分については、主位的・予備的請求がある。）

被告は、原告に対し、6873万0326円及びこれに対する平成27年7月11日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

### 2 反訴

10 原告は、被告に対し、9728万9758円並びにうち6529万6790円に対する平成27年1月14日から、うち1033万1840円に対する同年12月14日から、うち2000万円に対する平成28年3月2日から、及びうち166万1128円に対する平成25年10月12日から、各支払済みまで、いずれも年6分の割合による金員を支払え。

### 15 第2 事案の概要

#### 1 請求の概要

20 (1) 原告は、山梨県北杜市所在の土地（以下「本件事業予定地」という。）上で太陽光発電事業を行うことを計画し（以下「本件事業計画」という。）、被告との間でソーラーパネル3122枚（以下「本件パネル」という。）及び架台60個（以下「本件架台」という。）の各売買契約（以下、それぞれ順次「本件パネル契約」及び「本件架台契約」という。）を締結し、その代金の全部ないし一部を支払ったが、本件事業計画は頓挫した。

25 (2) 本件の本訴事件は、原告が被告に対し、①本件パネル契約のうち1282枚（以下「本件残パネル」という。）分を除く部分を合意解除したこと（以下、同合意解除後に残存すべき本件パネル契約を「本件残パネル契約」という。）を前提に、本件残パネルの引渡懈怠を理由に本件残パネル契約を解除

したこと（以下「本件解除」という。）、及び②本件架台契約を合意解除したことを理由として、いずれも原状回復請求権に基づき、支払済みの代金相当額合計6873万0326円（本件残パネル分6028万7271円と本件架台分844万3055円の合計額）及びこれに対する本件訴状送達の日  
5  
の翌日である平成27年7月11日から支払済みまで商事法定利率である年6分の割合による遅延損害金の支払を求める（以下、各請求を「本件残パネル回復請求」及び「本件架台回復請求」という。）とともに、③本件残パネル回復請求の予備的請求として、本件残パネルを被告が原告に無断で売却したことが所有権侵害の不法行為に当たると主張して、損害賠償請求権に基づ  
10  
き、被告に対し、本件残パネル回復請求と同内容の支払を求める（以下「本件残パネル賠償請求」という。）事案である。

(3) 被告は、原告に対して次の①～⑤の各債権（以下、次の丸数字を用いて、それぞれ「被告債権①」のようにいう。）を有すると主張し、本件架台回復請求に対しては、本件架台契約の合意解除時、本件架台回復請求と同額の被告債権①と相殺合意（以下「本件相殺合意」という。）をしたと主張するほか、被告債権①及び被告債権②のうち1773万8921円の部分を自働債権とする訴訟上の相殺（以下「本件相殺」という。）の予備的抗弁を提出し、併せて被告債権②～④に基づき、合計9728万9758円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める本件の反訴事件を提起した。

20  
① 本件架台契約の合意解除時に原告が被告に対し支払済みの代金と同額（代金額の30%相当額）をキャンセル料として支払うことを合意したことを理由とする844万3055円のキャンセル料債権

25  
② 原告が本件残パネルの保管費用として支出したとする2146万8975円について、原告からの保管委託（商法552条2項、民法650条1項）、原告が負担する旨の合意、増加弁済費用（民法485条ただし書）又は事務管理のいずれかを理由とする上記支出額と同額の請求

権

③ 被告が原告からの委託により本件残パネルを売却したことを理由とする商法512条に基づく4382万7815円の報酬請求権

④ 原告に信義則上の配慮義務違反があったことを理由とする債務不履行に基づく損害賠償請求権のうち3033万1840円の部分

⑤ 本件パネル契約の未払代金債権166万1128円

なお、遅延損害金は、本件被告債権②、③及び本件被告債権④のうち1033万1840円の部分（合計6529万6790円）については、いずれも催告の日である平成27年12月14日から、本件被告債権④のうち2000万円の部分については本件反訴状送達の日（翌日）である平成28年3月2日から、被告債権⑤については本件パネルの引渡日とされる平成25年10月12日から、各支払済みまで、いずれも商事法定利率である年6分の割合による。

2 前提事実（争いのない事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実（顕著な事実を含む。））

(1) 当事者等

ア 原告は、平成25年4月、株式会社ジャストプランニングが太陽光発電事業を営むために完全子会社として設立した株式会社であり、鈴木崇宏（以下「鈴木」という。）は、原告の取締役及び株式会社ジャストプランニングの代表取締役であった者である。

イ 被告は、太陽光発電システムを含む自然エネルギーシステムの設計、販売、導入等を主たる事業とする株式会社であり、西田徹郎（以下「西田」という。）は、平成26年頃、被告の代表取締役であった者である。

ウ ヴァレンティア株式会社（以下「ヴァレンティア」という。）は、太陽光発電事業に関するコンサルティングを業とする株式会社であり、小野健志（以下「小野」という。）は、ヴァレンティアの代表取締役である。

(2) 本件パネル契約及び本件架台契約

原告は、設立後、最初の事業として本件事業計画を立ち上げ、ヴァレンティアにコンサルティング業務を委託して、小野からサンパワーコーポレーション（以下「サンパワー」という。）製のソーラーパネルを使用することを提案され、平成25年春頃、同製品を取り扱う会社として被告の紹介を受け、被告との間で、次のとおり本件パネル契約及び本件架台契約を締結した。なお、当時、小野は、鈴木に対し、本件事業予定地における本件事業計画について林地開発の申請手続は不要であると説明していた。（甲10）

ア 平成25年6月20日、代金を1億4558万6071円（ただし、円ドル為替相場に対応して決定される。）とし、その80%相当額を発注時に、20%相当額を船積み1週間前に、それぞれ支払う旨の支払条件で、サンパワー製のソーラーパネル3122枚（本件パネル）を被告が原告に対して売り渡す旨の本件パネル契約を締結した。なお、本件パネル契約に係る被告作成の見積書には、納入場所につき、「CIF横浜港（または他の日本の港）」との記載がされていた。（甲1の1、1の2、乙1）

イ 同年7月24日、代金を2814万3517円とし、その30%相当額を発注時に、70%相当額を納品時に、それぞれ支払う旨の支払条件で、本件パネルを敷設するための架台60個（本件架台）を被告が原告に対して売り渡す旨の本件架台契約を締結した。（甲2の1、2の2）

(3) 代金の支払

ア 原告は、円ドル為替相場の変動に対応する本件パネルの代金額の80%に相当する金額として、同年6月26日に1億1646万8857円を、同じく20%に相当する金額として同年9月24日に2962万3859円を、それぞれ被告に支払った。（甲3の1、3の2）

イ 原告は、同年7月29日、本件架台契約の代金の30%に相当する844万3055円を被告に支払った。（甲3の3）

(4) 本件事業計画の頓挫

同年8月上旬、本件事業予定地で土地の造成工事が開始された。しかし、行政からの指摘により、小野の当初の説明（前記(2)）に反して林地開発の申請手続が必要であったことが判明し、同月下旬、上記工事は停止された。

（甲10、乙30）。

(5) 本件パネルの横浜港への到着と被告による保管・売却

ア 被告は、サンパワーから本件パネルを買い付けて海上輸送し、本件パネルのうち、2240枚は香港から同年10月4日に、560枚はマニラから同月19日に、322枚はシンガポールから同日に、それぞれ横浜港に到着したが、本件事業計画に係る工事が停止されていたため、到着した本件パネルは、同年12月頃まで横浜港に放置されていた。（乙4～6。いずれも枝番を含む。）

イ 同月6日、サンパワーの担当者から被告に対し、「本日、コンテナ会社から連絡があり、本日中にご指示を頂戴しないとコンテナが返送されてしまうことになってしまいます。」との連絡があり、被告は、本件パネルを回収し、その保管を開始した。（乙8）

ウ 被告は、平成26年2月25日に本件パネル1120枚を、同年6月10日に本件パネル1912枚を、それぞれ売却し（以下「本件各売却」という。）、代金合計1億3642万4400円を受領した。（乙15～17）

(6) 本件架台契約の合意解除及び被告から原告に対する金銭の支払

ア 原告及び被告は、同年7月頃、本件架台契約を合意解除した。

イ 被告は、原告に対し、同月31日～同年9月30日にかけて、合計8580万5445円（同年7月31日に5223万3315円、同年8月29日に1678万6065円、同年9月30日に1678万6065円）を支払った。（甲4）

(7) 本件解除

原告は、平成27年2月13日、被告に対し、本件パネル契約のうち、本件残パネル1282枚を除く部分を合意解除したことにより前記(6)イの金銭の返還を受けたことを通知するとともに、本件残パネルについて相当期間を  
5 定めて引渡しを催告し、当該期間内に履行がない場合には本件残パネル売買契約を解除する旨の意思表示をした。(甲5の1・2)

(8) 本件相殺

ア 被告は、平成27年9月7日の本件第2回口頭弁論期日において、本件  
10 架台回復請求に対し、被告債権①及び被告債権②のうち1773万8921円を自働債権として対当額で相殺する旨の意思表示をした。

イ 原告及び被告は、平成30年1月25日の本件第13回弁論準備手続  
期日において、上記相殺の抗弁が認められる場合、自働債権の元本と受働債権の元本との間で相殺充当することに異議がない旨を述べた。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

15 本訴請求のうち、本件残パネル回復請求に係る争点は本件解除の成否、本件架台回復請求に係る争点は本件相殺合意の成否及び本件相殺の成否であり、本件残パネル賠償請求に係る争点は本件各売却の違法性の有無である。また、反訴事件の各請求に係る争点は、被告債権②～⑤の有無である。以上の争点に関する当事者の主張は、次のとおりである(なお、被告の主張は、平成30年1  
20 月25日の本件第13回弁論準備手続期日において陳述された本訴被告(反訴原告)第5準備書面において最終的に整理された(同期日調書参照) )。

(1) 本件解除の成否について(本件残パネル回復請求に係る争点)

(被告の主張)

25 本件パネル契約において、本件パネルの引渡条件は「C I F 横浜港」と合意されているところ(乙1)、同条件の下では、本件パネルが横浜港への運送のため各運送人に引き渡された時点で被告の引渡義務の履行が完了するこ

とになる。このことは、鈴木が、本件パネルの横浜港から本件事業予定地への運送費用を原告が負担する認識であったと述べていること等からも明らかであり、本件解除は無効である。

(原告の主張)

5 本件パネル契約において、引渡条件を「C I F横浜港」とする合意はない。本件パネルが本件事業予定地で用いられることは、本件パネル契約の当然の前提とされており、本件パネルは本件事業予定地に搬入することが共通認識となっていた。

10 (2) 本件相殺合意の成否及び本件相殺の成否について（本件架台回復請求に係る争点）

(被告の主張)

ア 被告債権①による本件相殺合意又は本件相殺について

15 太陽光パネル関連売買取引においては、買主側の事情による解除ないし返品の場合、30%のキャンセル料を支払う商慣習が存在し、原告と被告は、本件架台契約を合意解除した際、原告が被告に対して代金の30%に相当する844万3055円をキャンセル料として支払うことを合意して本件相殺合意をし、仮に本件相殺合意の成立が認められないとしても、本件相殺をした。西田はキャンセル料について、10%ほどと聞いていると回答したが、これは確定的な回答ではないし、同回答から  
20 しても、少なくとも10%のキャンセル料は発生する。

イ 被告債権②による本件相殺の成否について

25 被告は、本件パネルの保管費用として2146万8975円を支出したところ、被告は、①原告の委託に基づく問屋営業のため本件パネルを保管し、その費用として上記支出をしたこと（商法552条2項、民法650条1項）、②原告との間で本件パネルの保管費用を原告が負担する旨を合意したこと、③上記費用は原告が本件パネルを遅滞なく引き取ら



なかったために増加した弁済費用であること（民法485条ただし書）、又は、④上記支出は、被告が原告のためにする意思でした原告の事務に係る有益費であること（事務管理）のいずれかの理由により、原告に対し、上記支出の償還を求めることができる。

5 (原告の主張)

ア 被告債権①による本件相殺合意又は本件相殺について、本件債権①の成立及び本件相殺合意の成立を否認し、争う。西田は、本件架台契約のキャンセル料は10%ほどと聞いていると述べており、被告の主張する30%のキャンセル料を支払う合意は明示的にも黙示的にもしていないし、その  
10 ようなキャンセル料を支払う商慣習は存在しない。

イ 被告債権②による本件相殺について、被告債権②の成立を否認し、争う。原告と被告の間に問屋契約が成立したことはないし、被告の主張する費用が、本件パネルの保管費用であるのかも不明である。

(3) 本件各売却の違法性の有無（本件残パネル賠償請求に係る争点）

15 (原告の主張)

本件パネルの所有権は原告に帰属しているところ、被告は、原告に無断で本件各売却を行ったから、本件パネルの所有権侵害を理由とする不法行為責任を負う。被告は、本件各売却は原告から委託を受けたものであると主張するが、原告は、本件事業計画が頓挫した後も、本件パネルの  
20 売却や別事業への転用などを検討していたものであり、実際に本件パネルを売却するに当たっては、売却先や売却条件等について原告が判断をした上で決すべきことは当然であり、それらの条件等の決定権限を、原告に白紙委任することはあり得ない。

(被告の主張)

25 争う。原告は、平成25年末ころ、ヴァレンティアを通じて被告に対し、本件パネルの売却を委託し、本件各売却は同委託に基づいて行われた。

(4) 被告債権②～④の有無について（反訴事件の各請求に係る争点）

ア 被告債権②について

前記(2)の（被告の主張）欄及び（原告の主張）欄中各イ記載のとおり。

イ 被告債権③について

5 （被告の主張）

前記(3)の（被告の主張）欄記載のとおり，被告は，原告の委託に基づき，本件各売却をしたものであるから，商法512条に基づく報酬請求権を有している。本件各売却は，買主側の事情による解除ないし返品に類似するから，「リストッキング・フィー」の商慣習に従い，代金の3割に  
10 当たる4382万7815円が相当な報酬額と解すべきである。仮にこれが認められないとしても，被告の受けるべき報酬が2132万円（1日当たり4万円（1時間当たり5000円×8時間）×533日（売却委託直後の平成26年1月1日から売却完了時の平成27年6月17日までの日数））を下ることはない。

15 （原告の主張）

前記(3)の（原告の主張）欄記載のとおり，本件各売却は，原告に無断で行われたものであり，原告の委託によるものではないから，報酬請求権が発生することはない。

ウ 被告債権④について

20 （被告の主張）

(ア) 本件パネル契約は，その目的物が保管及び運搬に多額の費用を要するという性質からも，及び，サンパワーからの直接の買主が被告であったという取引の構造からも，仮に本件パネルが仕向港に放置されれば，事実上，被告がその保管等の対応を余儀なくされる状況にあったから，  
25 原告は，①本件パネルの保管ないし売却に関して明確かつ適切な指示を与えるべき義務，②開発予定地における許認可の取得見込みに関する調

査義務、③本件パネルの受領義務を負っていたところ、このいずれにも違反した。

(イ) 上記義務違反により、被告は、少なくとも次の合計3033万1840円の損害を負った。

① ヴァレンティア仲介手数料 525万円

② 保管及び運送費用の立替のための借入金利息 508万1840円

③ サンパワーとの取引喪失による損害 6億6473万6586円のうち2000万円

(原告の主張)

否認し、争う。本件パネル契約のような1回限りの売買契約において、買主たる原告が、売主に過ぎない被告に対し、林地開発許可に係る調査義務を負うことなどあり得ない。さらに、被告が主張するとおり、本件パネルの引渡義務が完了しているのであれば、原告の受領は完了しているということになり、受領義務違反が問題になることはないし、受領遅滞を生じる前提となる債務者による履行の提供について、被告からの具体的な主張がない。

エ 被告債権⑤について

(被告の主張)

本件パネルの代金支払に係る為替レートに誤りがあり、代金のうち166万1128円が未払である。

(原告の主張)

否認し争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

前記前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件の経緯につき、次の各事実が認められる。

5  
10  
(1) 本件事業計画は、原告にとって最初の事業であり、太陽光発電事業の経験がなかった鈴木は、ヴァレンティアとの間のコンサルティング契約に基づいて小野にマネジメントを依頼し、本件事業計画のスケジュール等は、小野が鈴木に報告する形で管理されていた。もっとも、小野は、本件事業計画に関し、被告からもコンサルタント料を受領していたほか、本件事業計画に係る測量を行った会社に請求額を水増しさせる形でバックペイを受領するなどしており、また、本件事業予定地については、本来、林地開発の申請が必要であるのに不要であると鈴木に説明しており、その申請がされていなかったことが原因となって、平成25年8月下旬、本件事業計画に係る造成工事は停止された。（甲10、11、乙20の1～3、証人小野、証人鈴木）。

15  
20  
(2) 同年10月、本件パネルが横浜港に到着し、鈴木は、小野からこのことを聞いたが、対応を小野に任せ、自身は本件事業予定地の林地開発許可を得ることに集中していた。しかし、同年11月になってもその許可は下りず、鈴木は、同年12月頃には本件事業計画の続行は困難であるとの思いを強くし、本件事業計画の次に太陽光事業を行う予定であった那須塩原における太陽光発電事業に本件パネルを転用することを検討し始める一方で、本件事業や本件パネルの売却先を探すよう小野に依頼し、小野は西田に対し、本件パネルの売却先を探すよう依頼した。上記依頼は、本件パネルを那須塩原における太陽光発電事業に転用するか売却するかの最終判断は原告が行うという趣旨であったが、西田はその趣旨を十分に理解していなかった。（甲9の2・7頁、乙13、30、証人小野、証人鈴木）

25  
(3) 原告は、平成26年2月～3月頃から、那須塩原における太陽光発電事業に係る業者の選定等を開始し、本件パネルについて条件が折り合う売却先は見つかっていないという認識の下、同年6月25日、西田に対し、本件パネルを上記事業に転用するため、倉庫から出庫したいことをメールで伝えたが、西田から返信がないため、サンパワーに直接問い合わせ、本件各売却の事実

を知った。この間、西田は、同月30日の鈴木の上記メールに対する返信において、弁護士と対応を協議していること、小野に対して保管料等について面談を申し入れていることを伝えたが、鈴木は、同年7月3日、西田に対し、

「連絡が取れませんでしたので、サンパワーに直接確認させていただきましたが、他の業者に転売されたと連絡がありました。事実関係はどうなっているのでしょうか!？」などとするメールを送信し、メールのやり取りを経て、西田は、同月6日、鈴木に対し、平成25年12月に転売について依頼があったと連絡があったことから、保管費用の軽減のため、平成26年2月に本件パネルの一部をサンパワーに転用させたことを認めるメールを返信した。

(甲9の1・2, 10, 証人鈴木)

(4) 鈴木は、上記メールの翌日に当たる平成26年7月7日、西田に対し、サンパワーからは全部転売と聞いていること、一時的に本件パネルを売却する話もあったが、最終的に売却を承認したことはなく、売却は違法行為であること、売却代金を原告に返還すべきこと、本件架台契約についても正式にキャンセルすることなどを申し入れるとともに、本件パネルのうち残存する枚数とその保管方法及び売却の具体的内容を質すメールを送信し、西田は、同日、鈴木に対し、転用したのは1120枚であり2002枚は保管されていること、保管料等の弁済について明確なスケジュール等が示されなければ、応じられないことを返信した。鈴木が、同日の返信において西田に対し、本件パネルの保管料の問題が解決されれば、支払済みの代金は返還され、本件パネルのうち残るパネルも返還されるのかを質したのに対し、西田は、同月9日の返信において、保管料等、被告が負担している分が解決されれば、返却する旨を鈴木に伝え、鈴木は、同月10日の返信において、保管料の明細が確認でき次第、倉庫代を支払う用意があることを伝えるとともに、原告、被告及びヴァレンティアの3社間での話合いの機会を持つことを提案した。

(甲9の2, 10, 証人鈴木)

(5) 同月23日、上記提案に基づき、鈴木、西田及び小野の三者間で協議が行われ、鈴木は、翌24日、西田に対し、本件パネルのうち2002枚をなお被告が保管していることを前提に、当該パネルを全て売却することを依頼するとともに、本件パネル契約に基づき支払済みの代金1億4609万2716円が返金されれば、原告は今回の件を問題としないこと等を伝えるメールを送信し、被告は、同月31日～同年9月30日にかけて、原告に対し、前記前提事実(6)イ記載の合計8580万5445円の支払をした。同金額は、本件パネル契約の代金からみて、おおむね本件パネルから本件残パネルを除いた1840枚部分の代金相当額に当たる。(甲4、乙13、14、弁論の全趣旨)

(6) 鈴木は、同年8月15日、西田に対し、本件架台契約のキャンセル料はいくらぐらいになるかとメールで聞き、西田は、約10%と聞いている旨メールで回答し、鈴木は「ご連絡ありがとうございます」と返信した。なお、このメールのやり取りにおいて、鈴木は、西田に対し、原告の取引先から残りの本件パネルを全部引き受けたいとの申し出を受けており、取りあえず、360枚の購入を希望していることを伝え、西田は、これを承知する旨を回答した。(甲6)

(7) その後、西田と原告との間の連絡は途絶え、原告は、平成27年2月13日、被告に対し、本件パネル契約のうち、本件残パネルを除いた1840枚の部分は、合意解除したことにより前記前提事実(6)イ記載の金銭の返還を受けたことを通知するとともに、本件解除をし、被告は、これに対して、特段の返答をしなかった。これにより、本件パネル契約のうち、本件残パネル1282枚の部分を除いた部分については、被告が8579万5444円を返還することにより合意解除をする旨の合意が黙示的に成立し、本件残パネル契約が残存することになったと認められる。なお、被告は、平成26年末までに、本件パネルの保管費用として、1987万6540円を支出していた。

(甲9の1, 10, 乙15~19, 弁論の全趣旨)

## 2 本件残パネル回復請求に対する判断

5 (1) 被告から原告に対する見積書(乙1)に「納入場所：C I F 横浜港(または他の日本の港)」との記載があることは、前記前提事実(2)ア記載のとおりである。その後の発注書(甲1の1)や注文書(甲1の2)には同旨の記載はされていないが、見積書との間で代金額が変更されたことをうかがうことはできないし、そのほか当事者間でこれとは異なる合意がされたことをうかがわせる証拠はないから、本件パネルの当初の引渡条件は「C I F」であったと認めるのが相当であり、本件パネルに係る被告の引渡義務は、運送人に対する引渡時に履行されたものというべきである。なお、原告は、本件パネル契約において合意された納入場所が本件事業予定地であったかのように主張するが、これを裏づける客観的な証拠はないし、その主張は、横浜港から本件事業予定地への運送費用を原告が負担するとの鈴木認識(証人鈴木)とも矛盾するから採用できない。

10 (2) もっとも、本件パネルが横浜港に到着した時点で本件事業計画は停止しており、原告が受領しなかった結果、本件パネルは被告が保管することとなったことは、前記前提事実(4)及び(5)ア~ウ記載のとおりであって、これらのことからすれば、本件パネル契約に基づく原被告間の法律関係は、いまだ終了していたとは認められず、原告は引渡しを受領を遅滞した状態となり、他方、被告の上記保管は、契約関係が終了していない以上、契約上のものといわざるを得ないから、被告は、上記保管を開始したことを契機として、改めて引渡しの義務を負う状態となったというべきである。

20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100 105 110 115 120 125 130 135 140 145 150 155 160 165 170 175 180 185 190 195 200 205 210 215 220 225 230 235 240 245 250 255 260 265 270 275 280 285 290 295 300 305 310 315 320 325 330 335 340 345 350 355 360 365 370 375 380 385 390 395 400 405 410 415 420 425 430 435 440 445 450 455 460 465 470 475 480 485 490 495 500 505 510 515 520 525 530 535 540 545 550 555 560 565 570 575 580 585 590 595 600 605 610 615 620 625 630 635 640 645 650 655 660 665 670 675 680 685 690 695 700 705 710 715 720 725 730 735 740 745 750 755 760 765 770 775 780 785 790 795 800 805 810 815 820 825 830 835 840 845 850 855 860 865 870 875 880 885 890 895 900 905 910 915 920 925 930 935 940 945 950 955 960 965 970 975 980 985 990 995

そして、原告が主張する本件解除は、平成27年2月13日の本件残パネル1282枚の引渡しの催告に基づく本件残パネル契約の解除であるところ、前記認定事実(3)及び(4)によれば、原告は、上記のとおり受領遅滞に陥った後、本件パネルの引渡しを提供されれば確実にこれを受領すべき旨を表示して、

自身の受領遅滞を解消させるための措置を講じたことが認められ、前記前提事実(5)及び前記認定事実(4)～(7)によれば、被告は、本件各売却により被告が保管していたのが本件パネルのうち90枚にとどまることを原告に秘していたために、原告から求められた原告の取引先に対する360枚の引渡しを行うことができなかつたと認めることができるから、原告は、改めて本件残パネルの引渡しを催告し、本件残パネル契約を解除し得る状況にあったものというべきである。

(3) 以上によれば、本件解除は有効であり、被告は原告に対し、支払済みの本件パネルの代金1億4609万2716円から返還済みの8580万5445円を控除した6028万7271円の原状回復義務を負うというべきであり、本件残パネル回復請求には理由がある（したがって、同請求に係る予備的請求である本件残パネル賠償請求については、特段の判断を要しない。）。

### 3 本件架台回復請求に対する判断

(1) 原告が本件架台契約の代金のうち30%に相当する844万3055円を被告に支払い、その後、同契約を合意解除したことは、前記前提事実(3)イ及び(6)アのとおりであって、本件相殺合意又は本件相殺が成立しない場合、被告は、原告に対し、これを返還すべき義務を負うと解される。

(2) 被告は、本件架台契約を合意解除した際に、原告との間で、同契約の代金額の30%に相当する金額を原告がキャンセル料として支払う旨を合意し、本件相殺合意をしたと主張するが、西田が当該キャンセル料につき上記代金の約10%と聞いていると答えたことは、前記認定事実(6)のとおりであり、原告主張の上記各合意は、本件全証拠によっても認め難い。

もっとも、同認定事実によれば、鈴木と西田は、同契約の代金の10%に相当する金額（281万4351円）を原告がキャンセル料として支払う旨を合意したと認めるのが相当であるから、被告債権①はその限度で存在したというべきであり、同債権による本件相殺の主張は、その限度で理由がある。



(3) 被告が本件パネルの保管費用として1987万6540円を支出したことは、前記認定事実(7)のとおりである（被告主張の保管費用2146万8975円の支出を認めるに足りる証拠はない。）。

そして、これまで認定した事実によれば、上記保管費用は、原告が受領遅滞に陥ったために増加した弁済費用と認められるし、原告は、これを負担することに合意したと認めることもできるから（前記認定事実(4)）、原告が並列的に主張する被告債権②のうち、少なくとも合意によるもの及び民法485条ただし書によるもの（以下、これらを「被告債権②」と総称する。）は、1987万6540円の限度で競合して成立したということができ、このうち1773万8921円を自働債権とする本件相殺の主張は理由がある。

(4) 被告は、本件相殺の主張において、自働債権とする本件債権①及び②の充当順序を明示していないが、本件債権②が反訴請求に含まれているのに対し、本件債権①がこれに含まれていないことからすれば、被告は、本件債権①及び②の順序で、これを相殺に供する趣旨と解するのが相当である。そして、原告及び被告が、本件相殺が認められる場合、自働債権の元本と受働債権の元本との間で相殺充当することに異議がない旨を述べたことは、前記前提事実(8)イ記載のとおりであるから、本件相殺により、被告債権①の全額である281万4351円及び被告債権②のうち562万8704円（844万3055円－281万4351円）と本件架台回復請求に係る債権全部とが対当額をもって遡って消滅し、被告債権②のうち1424万7836円（1987万6540円－562万8704円）の部分が残存することになり、本件架台回復請求は理由がない。

#### 4 反訴事件の各請求に対する判断

##### (1) 被告債権②に基づく請求について

本件相殺により、被告債権②のうち1424万7836円の部分が残存することは、前記3(3)説示のとおりであり、前記認定事実(4)によれば、被告は、

平成26年7月当時から原告に対し、その支払を催告していたと認めることができる。そうすると、反訴事件の各請求のうち、被告債権②に基づく請求は、1424万7836円及びこれに対する平成27年1月14日から支払済みまで商事法定利率の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

(2) 被告債権③に基づく請求について

被告は、原告から本件各売却の委託を受けたことを前提に、被告債権③を有する旨主張するが、前記認定事実(2)～(5)によれば、原告は、本件パネルの売却に係る最終判断権を留保して、小野を介して被告に対し、売却先の探索を依頼したにとどまり、売却に係る権限を与えたとは認められない。かえって、上記各認定事実によれば、本件各売却は、原告の意向を何ら確認することもなく行われ、原告の意思に反していたことが明らかであるから、報酬請求権が発生すると解する根拠はない。したがって、反訴事件の各請求のうち、被告債権③に基づく請求は、理由がない。

(3) 被告債権④に基づく請求について

被告は、原告が、①本件パネルの保管ないし売却に関して明確かつ適切な指示を与えるべき義務、②開発予定地における許認可の取得見込みに関する調査義務、及び③本件パネルの受領義務を怠ったため、種々の損害を被ったと主張する。

しかしまず、上記①について、原告が被告に対し、本件パネルの保管ないし売却に関する原告の指示が明確かつ適切なものでなかったと認めるに足りる証拠はない。また、上記②については、本件パネル契約から上記②のような義務が原告に生じると解する法律上の根拠が見当たらない。さらに、上記③について、原告が受領遅滞に陥ったことは、前記認定・説示したとおりであるが、被告が、その受領遅滞と相当因果関係のある損害として、前記(1)で説示した保管費用とは別の損害を被ったと認めるに足りる証拠はない。

したがって、反訴事件の各請求のうち、被告債権④に基づく請求は、理由がない。

(4) 被告債権⑤に基づく請求について

被告債権⑤は、本件パネル契約に基づく未払代金債権であるところ、原告  
5 による本件解除が有効であることは、前記説示のとおりであるから、その余  
について検討するまでもなく、反訴事件の各請求のうち、被告債権⑤に基づ  
く請求は、理由がない。

第4 結論

以上によれば、本訴事件の各請求のうち、本件残パネル回復請求は理由があ  
10 るからこれを認容し、本件架台回復請求は理由がないからこれを棄却し、反訴  
事件の各請求のうち、被告債権②に基づく請求は、1424万7836円及び  
これに対する平成27年1月14日から支払済みまで年6分の割合による遅延  
損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がな  
いからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

15 東京地方裁判所民事第15部

20 裁判長裁判官

東 亜由美 

裁判官

佐藤隆幸 

裁判官

田中 香里 



これは正本である。

平成30年3月15日

東京地方裁判所民事第15部

裁判所書記官 高橋

